No.164

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、明るい南阿蘇村をつくりましょう。

人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回は、「ＬＧＢＴ（エルジービーティー）」についてお伝えします。

○自分らしく生きられる社会へ

「男だから○○」「女だから○○」など、ジェンダーにとらわれた言葉にきゅうくつさを感じた経験は、誰にでもあるのではないでしょうか。

一人ひとりの個性が尊重され、その能力が十分に発揮できる環境づくりを進めていくことは、性のあり方に関わらず、全ての人が暮らしやすい社会をつくるために大切なことです。

※ジェンダーとは、社会によって作り上げられてきた「男性像」「女性像」のこと。

○「ＬＧＢＴ（エルジービーティー）」をご存じですか。

ここ数年メディアに「ＬＧＢＴ」という言葉が登場するようになりました。新聞、ドラマなどで、皆さんも目や耳にしたことがあると思います。

言葉を聞いたことはあるけれども、意味はよく分からないといった方もいらっしゃるかもしれません。ＬＧＢＴについて、正しい知識を一緒に学んでいきましょう。

○性について考えるには、４つの指標があります。

ＬＧＢＴについて理解する上で、まず性について考える必要があります。４つの指標について説明します。

- 身体の性
  戸籍に記載されている性別
- 自認する性（心の性・性自認）
  自分の性別を自分でどう思うか。
- 好きになる性（性的指向）
  どういった人を好きになるか。
- 表現する性
  服装やしぐさ、言葉づかいなど。

○「ＬＧＢＴ」って何。

ＬＧＢＴは、次の４つの用語の頭文字から出来ています。

- Ｌ（レズビアン）
  女性を好きな女性
- Ｇ（ゲイ）
  男性を好きな男性
- Ｂ（バイセクシャル）
  両方の性を好きになる人
- Ｔ（トランスジェンダー）
  身体の性と自認する性（心の性）が異なる人

※心の性や好きになる性がはっきりしない人、決めたくなかったり、分からなかったり、悩んでいる人や、自分を男性・女性のいずれかとは認識していない人などもいます。

そういった性的指向や性自認が典型的でない人を総称する場合にも、「ＬＧＢＴ」という言葉で表記することもあります。

村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。

総務課　人権政策係

人権擁護委員委嘱のお知らせ

このたび、令和元年10月1日付けで、澤田日出男さん（河陽）、蒲池近江さん（久石）に法務大臣から人権擁護委員の委嘱がありました。

人権擁護委員の仕事は

- 常設相談所または特設相談所において、面談または電話による人権相談に応じること
- 国民一人一人の人権意識を高めるため、様々な人権啓発活動を行うこと
- 相談などにおいて、被害者から「人権を侵害された」という申告があった場合には、法務局の職員と協力して、人権侵犯事件の調査・処理に携わり、当事者の利害・主張の調整を行うなど、事案の円満な解決を図ること

などです。

人権擁護委員はあなたの相談相手です。いつでもあなたの相談に応じてくれます。

〈問い合わせ〉
総務課　人権政策係
TEL（67）1111